

事務連絡
平成30年5月10日

| | | | |
|---|-------------------------|--------|----|
| 各 | 〔都道府県 保健所設置市 特別区〕 | 衛生主管部局 | 御中 |
| | | 民生主管部局 | 御中 |
| 各 | 都道府県労働局 | 労働基準部 | 御中 |
| | | 職業安定部 | 御中 |

| | | |
|----------|---------|----------|
| 厚生労働省 | 健康局 | 健康課 |
| 医政局 | 総務課 | |
| 医薬・生活衛生局 | 総務課 | |
| 医薬・生活衛生局 | 水道課 | |
| 労働基準局 | 安全衛生部 | 労働衛生課 |
| 職業安定局 | 雇用開発部 | 高齢者雇用対策課 |
| 子ども家庭局 | 総務課 | |
| 社会・援護局 | 総務課 | |
| 社会・援護局 | 障害保健福祉部 | 企画課 |
| 老健局 | 総務課 | |

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏も、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しております。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発

生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン2015」について、厚生労働省ホームページ熱中症関連情報 (http://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/) のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（平成30年2月28日付け基安発0228第1号基準局安全衛生部長通知）により通知しておりますので、御承知おきください。

(担当者)

厚生労働省健康局健康課

中村洋心、橋本千春、俵頭美結

TEL : 03-5253-1111 (内 : 2332)

FAX : 03-3503-8563

e-mail : nakamura-youshin@mhlw.go.jp

hashimoto-chiharu@mhlw.go.jp

hyoudou-miyu@mhlw.go.jp